

浜松市文化コミュニティセンター管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市文化コミュニティセンター条例(昭和63年浜松市条例第44号。)で規定する浜松市文化コミュニティセンターの適正な管理のために必要な事項を定める。

(利用料の減免)

第2条 浜松市文化コミュニティセンター条例施行規則(昭和63年浜松市教育委員会規則第9号。)第7条第1項第1号に規定する各号に掲げる場合とは、別表1に掲げる団体が利用する場合をいう。

(細則)

第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表1 (第2条関係)

利用料金を5割に減額する団体は、下記のとおりとする。

	区 分		摘 要
1	身体障害者、知的障害者、精神障害者の団体	身体障害者、知的障害者等の施設の利用に伴う観覧料等の減免手続きの取り扱いに関する要綱により認定された団体	(規則第7条第1項第1号)委員会が別に定めるところにより認定する身体障害者、知的障害者、精神障害者又は高齢者の団体が利用する場合
2	高齢者の団体	高齢者等の施設の利用に伴う観覧料等の減免手続きの取り扱いに関する要綱により認定された団体	